

箕面市要支援者支援システムソフトウェアライセンス使用許諾仕様書

1 名称及び数量

箕面市要支援者支援システム(以下「システム」という。)導入委託で導入したソフトウェア（以下「導入ソフトウェア」という。）を下記のとおり調達する。

名 称	数 量
導入ソフトウェアサーバーライセンス	1 ライセンス
導入ソフトウェアクライアント PC ライセンス	2 ライセンス

2 納品場所

大阪府箕面市萱野 5 丁目 8 番 1 号 総合保健福祉センター内

3 納入期限

令和 8 年 1 月 3 1 日まで

4 支払い方法

一括払い（システム導入完了後）

5 ライセンスの使用期限

令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（2 6 カ月）

ただし、契約期間満了後も、再度契約を締結することで、継続してさらに 3 年以上、システムを利用することができることとする。

6 サポート

導入ソフトウェアライセンスの使用許諾には、下記サービスが含まれているものとする。

①システムのメンテナンスを行うこと。

②運用中に発生した障害の原因の特定に対応すること。

システム障害が発生した場合、発注者からの連絡にかかわらず、速やかに技術員を派遣して、障害発生箇所を切り分け、原因となっている箇所を特定すること。障害原因が当業務以外のハードウェアに起因するときは、発注者に報告するとともに、復旧に向けた適切な対応方法等を実施すること。

③運用中に発生した障害の復旧に対応すること。

特定された障害原因に基づき、必要な障害復旧を行い、復旧後の確認のうえ発注者に報告する

こと。

④市職員からの問合せに対応すること。

⑤導入ソフトウェア、OS 及び Web ブラウザ等のバージョンアップを行うこと。

⑥ソフトウェアのバックアップを原則、夜間バッチにより一日一回実施すること。

なお、バックアップは、障害発生時において速やかな復旧作業が実現できる方式で行うこと。

⑦システム導入時に調達した各ハードウェアについて、システムの稼働に影響を与えることが無いようサポートを行うこと。

⑧作業を要する場合は、各作業完了の都度、作業報告書を作成し提出すること。

⑨その他サポートの内容については、発注者及び受注者が協議し、別途定めるものとする。

7 サポート窓口

サポート窓口における対応時間は下記のとおりとする。

市役所開庁日 8時45分から17時15分

但し、システム障害等の際は必要に応じて適正に対応するものとする。

8 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。

以上